

『ゆめちゃんを救う会』会則

第1条 (名称)

本会は『ゆめちゃんを救う会』と称する。

第2条 (事務所)

本会の主たる事務所を愛知県名古屋市中村区則武2丁目14-4に置く。
本会の従たる事務所(支部)を必要に応じて設置する事が出来る。

第3条 <[endif]> (目的)

本会は、柳田優芽(ゆめ)ちゃんの米国における難治性白血病の骨髄移植に向けたキメラ抗原遺伝子導入T細胞療法(CAR-T療法)の実現と無事な帰国に至るまでの本人と家族を支援するために必要な費用を広く善意の方々からの募金によって援助する為、その活動を企画・実施することを目的とする非営利組織である。

第4条 (活動)

本会は前条の目的を達成する為に次の活動を行う。

- 1、難治性白血病に対するCAR-T療法の医療費、並びに渡航、滞在に必要な費用の募金活動
- 2、上記の募金活動を広く周知するため広報活動・募金状況の適切な開示
- 3、事務局維持・運營業務
- 4、その他、目的達成の為に必要な活動

第5条 (活動期間)

- 1、募金活動は目標金額が達成した場合、速やかに募金活動は停止する
- 2、本会は目的を達成するか、または必要がなくなったときに監事の監査を受けた後、会計報告を以って活動を 終了し、解散するものとする

第6条 (会員・構成員)

本会の目的・趣旨に賛同し、本会活動に協力して頂ける個人または団体のボランティアにより構成される。

第7条 (会費)

本会は、入会金・会費の徴収は行わない。

第8条 (役員)

本会には次の役員を置き、会の運営委員会を組成し運営に当たる。
代表1名：会を代表し統括する

副代表兼ボランティアリーダー1名：代表の補佐をすると同時に街頭募金スケジュール等の管理を行う

事務局長1名：会の事務局業務を担う

広報 兼 HP担当2名：優芽ちゃんの状況及び本会の活動状況を記録し、主にホームページにて報告する

会計1名：会の会計を掌る

監事1名：会計の執行が適正か否か監査を行い、必要に応じて運営委員会に報告する
役員は必要に応じ、随時補充・追加する。

第9条（報酬）

本会の役員は報酬を受けることが出来ない。

役員にはその職を執行為に要した費用を弁償することが出来る。

第10条（運営）

本会の運営に関しては会則に基づき運営し、会則にない事項は運営委員会の協議により、その過半数の賛成を以って決定する。

第11条（会計）

本会の会計は事務局に置き、本会運営経費の入出金等は運営委員会において協議決定された手続きに基づき執行し、定期的にホームページなどで開示・公表する。

第12条（残余財産の処分）

本会の活動停止・解散に先立ち、余剰金が発生した場合には医師と相談のうえ期間を定め、その余剰金を凍結することが出来る。凍結期間を経過後は他の渡航移植を必要とする患者支援団体・支援組織に寄付する。

処分結果は凍結期間後も含めてホームページで（ホームページを閉鎖する場合、予め公表手段を明示する）公表しなければならない。

第13条（会則の施行）

本会の発足および本会則は平成26年10月1日から施行する。

本会則は、改正の必要が生じた場合は役員会で協議し決定する。

この記載内容について事実と相違ない事を証明します。

代表 小西貴彦